

豊介護発第 4991 号
令和 8 年 1 月 27 日

介護サービス事業所 管理者様

豊田市福祉部介護保険課長

介護サービスにおける職員の資格要件について

介護サービスを営む上で配置が必要な職員の資格要件のうち、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 37 号）」を始めとする基準省令に規定のないものについては以下のとおりとします。

1 共通

- (1) 結婚等により現在の姓と資格証記載の姓が異なる場合は、公的機関が発行する書類により改姓したことを示す必要があります。変更届出書等の提出に際し、資格証の提出が必要な場合は合わせて戸籍抄本、免許証の裏書き、年金手帳等の写しを提出してください（住民票は、戸籍情報が記載されていないため不可）。
- (2) 介護福祉士は登録証の提出が必要です（合格証は不可）。合格直後で登録手続き中の場合は、合格証のコピー及び登録申請書に「社会福祉振興・試験センター」の受理印が押印されたもののコピーを添付してください。なお、登録申請書を郵送で提出した場合は郵送時に交付される書留・特定記録郵便物等受領証の問い合わせ番号を使い、日本郵便ホームページの確認結果などを添付してください。

2 訪問介護員

- (1) 介護福祉士
 - (2) 介護福祉士養成のための実務者研修の修了者
 - (3) 介護職員初任者研修課程の修了者
 - (4) 旧介護職員基礎研修の修了者
 - (5) 旧訪問介護に関する研修の 1 級又は 2 級課程の修了者
 - (6) 旧ホームヘルパー養成研修（家庭奉仕員講習会・ホームヘルパー講習会）1 級又は 2 級の修了者
 - (7) 看護師又は准看護師
 - (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく居宅介護従業者養成研修の 1 級課程、2 級課程
- ※「旧介護職員基礎研修」等は介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）による改正前の介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定されるもの

3 サービス提供責任者

- (1) 介護福祉士

- (2) 介護福祉士養成のための実務者研修の修了者
 - (3) 旧介護職員基礎研修の修了者
 - (4) 旧1級課程の修了者
 - (5) 旧ホームヘルパー養成研修に基づく家庭奉仕員講習会1級課程修了者（平成3年度から平成6年度まで、ただし、平成3年度までの修了者に級は無いが、1級課程修了相当とみなす）
 - (6) 旧ホームヘルパー養成研修に基づくホームヘルパー講習会1級課程修了者（平成7年度から平成10年度まで）
 - (7) 看護師又は准看護師
- ※「旧介護職員基礎研修」等は介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)による改正前の介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定されるもの

4 生活相談員

- (1) 社会福祉主任用資格



※1 科目については、以下の厚生労働省ホームページを参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html

※2 養成機関については、以下の（独）福祉医療機構ホームページを参照してください。<https://www.wam.go.jp/school/OpenServlet?ACTIONTYPE=OS31LST>

- (2) 社会福祉士
- (3) 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- (4) 介護福祉士
- (5) 精神保健福祉士
- (6) 保育士
- (7) 介護支援専門員

5 福祉用具専門相談員

- (1) 保健師
- (2) 看護師
- (3) 准看護師
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 社会福祉士
- (7) 介護福祉士
- (8) 義肢装具士
- (9) 福祉用具専門相談員指定講習の修了者

6 その他職員

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格（※）を有さない者については、認知症介護基礎研修を受講する必要がある。

※医療・福祉関係の資格とは、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程1級課程・2級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等のこととを指す。また、介護サービス事業者には、新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（上記資格を有さない者に限る。）に採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させる義務がある。

7 留意事項

以下の研修については、受講できる機会が特に限られているため、愛知県や当市のホームページなどで公表される情報を適宜確認して、受講者が不在とならないように計画的に準備しておくこと。

- (1) 認知症対応型サービス事業管理者研修
- (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修
- (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修